

令和6年第1回吉田町議会臨時会

# 吉田町議会会議録

令和6年1月30日 開会

}

令和6年1月30日 閉会

吉田町議会

## 令和6年第1回吉田町議会臨時会会議録目次

### 第 1 号 (1月30日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○議事日程の報告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○議案第1号及び議案第2号の一括上程、説明	2
○報告第1号について	7
○議案第1号の質疑、討論、表決	8
○議案第2号の質疑、討論、表決	10
○町長挨拶	11
○議長挨拶	11
○閉会の宣告	11

開会 午前 9時00分

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和6年第1回吉田町議会臨時会が招集をされました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いします。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 開会に当たりまして、町長から御挨拶をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

議員の皆様には3月議会を前にして捻出した日々を送られていることと思いますが、本当にそのお忙しい皆様をお呼びたてして、本当に申し訳なく思います。どうぞよろしくお願います。

○議長（大石 巖君） ありがとうございます。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（大石 巖君） ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから、令和6年第1回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会へ説明員として、委任または囑託され出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（大石 巖君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によりまして、11番、河原崎昇司君、12番、蒔田昌代君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（大石 巖君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定をいたします。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

#### ◎議案第1号及び議案第2号の一括上程、説明

○議長（大石 巖君） 続いて、会議規則第35条の規定によりまして、日程第3、第1号議案及び日程第4、第2号議案の2議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和6年第1回吉田町議会臨時会に上程されました議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程されました議案は、条例の一部改正について1件、補正予算について1件の合計2件でございます。

それでは、議案の概要につきまして御説明申し上げます。

第1号議案は、吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の表示に関する政令の一部改正に準じて、新たな手数料等を定める内容の条例改正につきましてお認めいただくこととするものでございます。

第2号議案は、令和5年度吉田町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

本議案は、令和5年度吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,316万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ142億6,512万1,000円と定めるとともに、繰越明許費、地方債の補正について定める補正予算をお認めいただくこととするものでございます。

以上が、上程されました2議案の概要でございます。

議案の詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いいたします。

初めに、財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○**財政管理課長（八木邦広君）** 財政管理課でございます。

財政管理課からは、第2号議案 令和5年度吉田町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。別冊の補正予算書、令和5年度吉田町一般会計補正予算（第7号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,316万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億6,512万1,000円とするものでございます。

また、第2項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表歳入歳出補正予算のとおりお認めいただくものがございます。

次に、第2条でございます。令和5年度の事業のうち、年度内事業が終わらない見込みのあるものとして、地方自治法第213条第1項の規定に基づいて、翌年度に繰り越して使用することができる経費を3ページに掲げる第2表繰越明許費補正のとおりとすることをお認めいただくものがございます。

次に、第3条でございます。地方債の補正につきまして、4ページから5ページに掲げる第3表地方債補正のとおりお認めいただくものがございます。

具体的な内容といたしまして、繰越明許費から御説明申し上げます。3ページを御覧ください。

今回、措置しようとしております繰越明許費でございますが、全部で3事業につきまして、総額8,634万3,000円の予算を翌年度に繰り越して使用することをお認めいただくものがございます。

それでは、繰越しをお認めいただく事業費とその財源につきまして、事業ごとに申し上げます。

まず、吉田町内道路舗装修繕事業費につきましては、大幡大井川線の舗装修繕に係る工事請負費1,100万円を繰り越すものがございます。繰り越す財源につきましては国庫支出金と地方債、そして一般財源でございます。

次に、橋梁維持補修費につきましては、問屋南橋の補修に係る工事請負費2,492万6,000円を繰り越すものがございます。繰り越す財源につきましては国庫支出金と地方債、そして一般財源でございます。

次に、大幡川改修事業費につきましては、大幡川水系大久保川の河川改修に係る経費5,041万7,000円を繰り越すものがございます。繰り越す財源につきましては国庫支出金と地方債、そして一般財源でございます。

なお、繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づいて、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製して、次に開催される議会に報告しなければならないことになっておりますので、これらの繰越明許費につきましても、そのルールに従って御報告させていただきますようにいたします。

続きまして、4ページから5ページの地方債補正につきまして御説明申し上げます。

起債につきましては、第3表に掲げる事業の記載限度額につきまして、追加及び変更をお認めいただくとするものでございます。この地方債の補正によりまして、起債全体の限度額は補正前と比較し3,660万円増額となります。

続きまして、別冊の令和5年度吉田町一般会計補正予算（第7号）に関する説明書に沿って、補正予算の内容を御説明いたします。

まず初めに、歳入から御説明いたします。説明書の3ページを御覧ください。

14款国庫支出金につきましては、2,066万5,000円の増額でございます。これは2項5目土木費国庫補助金におきまして、国の補助内示に伴いまして2,066万5,000円を増額するもので、道路橋梁費補助金につきましては、道路メンテナンス事業費補助666万5,000円を増額、また河川費補助金につきましては、社会資本整備総合交付金1,400万円を計上するものでございます。

続きまして、18款繰入金につきましては、589万7,000円の増額でございます。これは2項1目基金繰入金におきまして、今回の補正予算の歳入不足額を補うための繰入金でございまして、財政調整基金から589万7,000円を繰り入れさせていただくものでございます。

4ページを御覧ください。

21款町債につきましては、3,660万円の増額でございます。これは1項5目土木債におきまして、3,660万円を増額するものでございます。その内訳でございますが、まず道路橋梁債につきましては540万円を増額するものでございます。これは国の補正予算に呼応し、吉田町内道路舗装修繕事業については組替え、また吉田町内橋梁維持補修事業につきましては、歳出の橋梁維持補修費の増額に伴う組替えによる増減をするものでございます。

次の河川債につきましては、大幡川改修事業国補正分について、国の補正予算に呼応した大幡川水系大久保川の河川改修に伴いまして、3,120万円を計上するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

8款土木費につきましては、6,316万2,000円の増額でございます。まず、2項3目橋梁維持費におきましては、橋梁維持補修費について1,274万5,000円を増額するものでございます。これは国の令和5年度補正予算に伴いまして、問屋南橋の補修に係る維持修繕1,274万5,000円を増額するものでございます。

なお、橋梁維持補修費につきましては、令和6年度に繰越し措置を講じさせていただいております。

次に、3項3目河川新設改良費におきましては、大幡川改修事業費について5,041万7,000円を増額するものでございます。こちらも国の令和5年度補正予算に伴いまして、大幡川水系大久保川の河川改修に係る設計委託料778万8,000円、河川改修4,162万9,000円、また河川整備関連補助費については100万円を計上するものでございます。

なお、大幡川改修事業につきましては、令和6年度に繰越し措置を講じさせていただいております。

以上が、第2号議案 令和5年度吉田町一般会計補正予算（第7号）についての内容でございます。御審議のほどよろしく御願申し上げます。

○議長（大石 巖君） それでは、続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、伊藤美絵君。

〔町民課長 伊藤美絵君登壇〕

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

町民課からは、第1号議案 吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。議案書の1ページから4ページ及び参考資料ナンバー1を御覧ください。

本議案は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の施行を受け、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）等が改正されたことに伴いまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）において、本籍地以外での戸籍等に係る証明書の交付、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等に係る手数料の額が改正、追加されましたことから、法令等の改正内容に合わせ、吉田町手数料条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正は、戸籍法の改正に伴い、手数料条例の別表に掲げます証明書等の発行に係る手数料を改正、追加するものでございますが、その内容は大きく分けて三つございます。

一つ目は、戸籍法第120条の2第1項の関係で、戸籍謄本等の広域交付に関する手数料でございます。今までは本籍地のみに限定されていた戸籍謄本や除籍謄本の交付が、本籍地以外の市区町村の窓口においても交付が可能となることから、広域交付に係る手数料を追加するものでございます。

二つ目は、戸籍法第120条の3第2項関係で、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に関する手数料でございます。他の行政機関への手続の際に添付する戸籍謄本等に替わる戸籍及び除籍電子証明書の提供を可能とするための識別符号の発行に係る手数料を追加するものでございます。この識別符号の発行によりできる事務といたしましては、パスポートの申請がでございます。

三つ目は、戸籍法第120条の6第1項関係で、届書等情報内容証明書の交付等に関する手数料でございます。利害関係人が特別の事由がある場合に限り、届出等の書類をスキャンした画像情報、いわゆる電子化された届書等の情報の内容に係る証明書の交付または閲覧が可能となることから、その手数料を追加するものでございます。

それでは、今回の条例改正の内容につきまして、参考資料ナンバー1に沿って、別表の項の順序で御説明申し上げます。

まず、別表中、「戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができるものを含む。以下において同じ。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付」の項中、「第120条第1項」の次に「第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができるものを含む。以下において同じ。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改めるものでございます。

この項の改正は、現行の戸籍謄本等の証明書の交付手数料1通につき450円に、新たに戸籍謄本等の広域交付による場合を加えるものでございます。

次に、別表中、「戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付」の項の次に、次のように加える。

「戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）本則の表8の項の3に規定する総務省令で定めるものに限る。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行うものが同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）の手数料の金額は、戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円を加えるものとさせていただきます。

この項の改正は、新たに戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に関する手数料として、1件につき400円を追加するものとさせていただきます。

次に、別表中、「戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付」の項中、「第120条第1項」の次に「第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改めるものとさせていただきます。

この項の改正は、現行の除籍の謄本等の証明書の交付手数料1通につき750円、新たに除籍の謄本等の広域交付による場合を加えるものとさせていただきます。

次に、別表中、「戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付」の項の次に次の1項を加える。「戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令本則の表8の項の3に規定する総務省令で定めるものに限る。）により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）による証明書を発行する場合は、除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円を加えるものとさせていただきます。

この項の改定は、新たに除籍電子証明書提供用識別符号の発行に関する手数料として1件につき700円を追加するものとさせていただきます。

次に、別表中、「戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の



規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長が受理した書類に記載した事項の証明書の交付」の項中、「交付又は交付」に改め、事項の証明書の交付の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加えるものでございます。

この項の改正は、現行の戸籍等の届出や申請を受理した内容の証明書を交付する場合、1通につき350円、特別な事由がある場合に限り、利害関係人に届出等の書類をスキャンした画像情報いわゆる電子化された届書等の情報の内容に係る証明書を交付する場合を追加するものでございます。

次に、別表中、「戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長が受理した書類の閲覧」の項中、閲覧の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類1件」を「1件」に改めるものでございます。

この項の改正は、現行の戸籍の届出や申請を受理した内容の証明書を閲覧する場合の1通につき350円、特別な事由がある場合に限り、「利害関係人に電子化された届書等の情報の内容を閲覧する場合」を追加するものでございます。

なお、この条例の施行期日は附則により、改正戸籍法の施行期日に合わせ、令和6年3月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、第1号議案 吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 以上で、上程議案の説明が終わりました。

---

#### ◎報告第1号について

○議長（大石 巖君） 日程第5、法令に基づく報告を行います。

第1号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）担当課長から報告をお願いいたします。

総務課長、太田順子君。

〔総務課長 太田順子君登壇〕

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

総務課から、第1号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）御説明申し上げます。

議案書の6ページを御覧ください。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した事項につきまして、同法同条第2項の規定に基づき、議会に報告させていただくものでございます。

今回専決処分した事項は、物損事故による損害賠償の額を定めることに係る1事案でございます。

議案書の7ページを御覧ください。

本事案は、本年1月4日に専決処分したものでございます。相手方は御覧の方でございます。

す。事故の概要としましては、令和5年12月7日午後、川尻地内において除草作業中に小石が飛び、隣接する民家の窓ガラスを破損させたものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は9万5,700円、過失割合は町が100%、相手方がゼロ%でございます。損害賠償の額は9万5,700円でございます。

なお、本事案の損害賠償の額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の適用となり、保険から全額が負担されるものでございます。また、今回の除草作業中の事故を受けての今後の対策としましては、従前から実施している作業員に対しての研修、作業時の安全点検については引き続き実施するとともに、作業現場の状況に合わせ最新の注意を図りながら作業を行い、事故防止に努めてまいります。

総務課からの説明は以上でございます。

○議長（大石 巖君） 報告が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時51分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

---

#### ◎議案第1号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第6、第1号議案 吉田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いをいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑まで至らないように御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 今回の条例は手数料条例ではございますけれども、広域交付することによって最寄りの市区町村の役場で戸籍とか取れるようになるというのは、本籍がこの吉田町にない方々にとっては、非常に便利な改正だというふうに思います。

もう1点、戸籍電子証明提供用識別符号と除籍もありますけれども、これが書類でもらえれば750円がこれだと700円というお話。上程説明のときにパスポートで使えると。今までは戸籍、書類で出したのを、今後はこういう符号をお渡しすればできるようになるというんですが、要するにパスポートだけなのか。ほかにこういうことができますというようなことはありますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

現時点では、識別符号の発行に伴ってできる事務といたしましてはパスポートの申請だけになります。ですが、今後、ほかの行政手続等にも広がっていく、できるようになっていくと思われまので、そうなった際には住民のほうにもいち早く周知のほうはしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 今、ほかの行政手続と。具体的には、例を挙げればどういうものが考えられるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

番号については、本当に今の時点ではパスポートのみと聞いております。また、マイナンバー等のほかの手続、今回、戸籍法の改正で、今後新たにマイナンバーを連携した手続のほうもできると伺っております。それに伴う手続、できるものといたしましては、年金の手続だったり児童扶養手当、そういった際の戸籍の添付を必要となる行政手続にはマイナンバーのほうの手続が可能となる、省略が可能となると聞いておりますが、この符号番号については、今の時点ではパスポートの申請のみと聞いております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 今の時点ではパスポートだけ。この符号を受けても、お伺いしたところ、有効期限が3か月ぐらいだというお話なんで、今直ちに、3月から施行ということですが、普通の町民にとっては別に気にすることないということによろしいのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

議員のおっしゃるとおり、今の時点ではパスポートのみとなっております。そのパスポートにつきましても、3月1日からではなくてももう少し後、令和6年度中にパスポートの申請で番号のほうが可能で、戸籍のほうを省略できると聞いておりますので、それについても国からの情報が入りましたら周知のほうをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の質疑、討論、表決

- 議長（大石 巖君） 日程第7、第2号議案 令和5年度吉田町一般会計補正予算（第7号）  
についてを議題といたします。

これから第2号議案についての質疑を行います。

質疑は最初に、歳入についての質疑を行います。引き続き歳出についての質疑を行いた  
と思いますが、初めに、歳入について質疑を行います。

質疑については、数値や説明を受けた内容などについての確認の質問とならないようお願  
いをいたします。また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑まで至ら  
ないように御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

- 議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

それでは、本議案の質疑を終結したいと思います。

全体にわたりまして、特に質疑を許しますが、質疑はありませんね。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） それでは、質疑なしと認めます。

以上で、第2号議案の質疑を終わります。

これから第2号議案についての討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 以上で、令和6年第1回吉田町議会臨時会の全ての日程が終了をいたしました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 御苦労さまでございました。

---

◎議長挨拶

○議長（大石 巖君） 本臨時会におきましては、予定をされました議事が終了をし、無事閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼を申し上げます。

---

◎閉会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上をもちまして、令和6年第1回吉田町議会臨時会を閉会といたします。

御協力いただき、ありがとうございました。

閉会 午前 9時59分